

地域密着型通所介護 契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、社会福祉法人よし乃郷（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう地域密着型通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（利用期間）

- 1 利用期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成するか「居宅サービス計画」を活用します。

第4条（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

- 1 地域密着型通所介護の提供場所は《新しい友と楽しむ よし乃郷》です。所在地及び設備の概要は【地域密着型通所介護重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条で定めた地域密着型通所介護計画に沿って地域密着型通所介護を提供します。事業者は地域密着型通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり利用者または、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き利用者に対し隔離、身体拘束（ベッドに四肢を縛る、車椅子テーブルをつける、必要以上の薬剤投与）は行いません。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を有料に

て受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【地域密着型通所介護重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金（介護保険負担割合証に定める利用者負担の割合額）をもとに計算された日ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当日の料金の合計額の請求書に明細を付して、月まとめて精算致します。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日の17：00時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日の17：00時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【地域密着型通所介護重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【地域密着型通所介護重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、2週間前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【地域密着型通所介護重要事項説明書】を追加作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾できない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、地域密着型通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

<事業者>

事業者名 社会福祉法人よし乃郷
事業所名 新しい友と楽しむよし乃郷
住 所 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449-2
代表者名 社会福祉法人よし乃郷
理事長 馬場 眞美子 ⑩

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

【地域密着型通所介護 重要事項説明書】

＜令和6年12月1日現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0493-66-0152
 受付時間 月～日曜日 8:30～17:30
 担 当 梅澤 幸生

*御不明な点は、ご気軽にお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	新しい友と楽しむ よし乃郷
所在地	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449-2
介護保険指定番号	地域密着型通所介護 (埼玉県 1193200258号)
サービスを提供する実施地域	ときがわ町

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計(常勤換算)	資格	基準人員
管理者	1名				1名
生活相談員	1名		常勤換算 1.0名	介護支援専門員	1名
機能訓練指導員		1名		看護師	1名
看護職員		1名		看護師	1名
介護職員	2名		常勤換算 2.0名	介護福祉士	1名
歯科衛生士		1名		歯科衛生士	1名
管理栄養士		1名		管理栄養士	1名

(3) 当事業所

定員	15名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室140.62㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	4台

(4) 営業時間

月・火・木・金曜日 8:30～17:30
 サービス提供時間 9:30～16:30
 緊急連絡先 0493-66-0152

3 サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事・おやつ
- ③ 入浴
- ④ レクリエーション
- ⑤ 理美容サービス
- ⑥ 生活相談等

4 料金

(1) 利用料金

①地域密着型通所介護費（1割負担の場合）

	1日あたりの自己負担分
要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※(1)の利用料金は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める利用者負担の割合額とする。

※介護サービスに係る評価等が行われた場合、以下の料金が加算されます。

②入浴介助加算（Ⅰ）	1日あたり	40円
③入浴介助加算（Ⅱ）	1日あたり	55円
④生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月あたり	100円（3月に1回）
⑤生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月あたり	200円
※個別機能訓練加算を算定している場合	1月あたり	100円
⑥個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日あたり	56円
⑦個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日あたり	85円
⑧個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月あたり	20円
⑨栄養改善加算	1回あたり	200円（月2回を限度）
⑩栄養アセスメント加算	1月あたり	50円
⑪口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回あたり	20円（6月に1回）
⑫口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回あたり	5円（6月に1回）
⑬口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回あたり	150円（月2回を限度）
⑭口腔機能向上加算（Ⅱ）	1回あたり	160円（月2回を限度）
⑮ADL維持等加算（Ⅰ）	1月あたり	30円

⑯ADL維持等加算（Ⅱ）	1月あたり	60円
⑰ADL維持等加算（Ⅲ）	1月あたり	3円
⑱サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり	22円
⑲サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日あたり	18円
⑳サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日あたり	6円
㉑認知症加算	1日あたり	60円
㉒若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	60円
㉓中重度者ケア体制加算	1日あたり	45円
㉔科学的介護推進体制加算	1月あたり	40円
㉕送迎を行わない場合減算	片道	-47円
㉖高齢者虐待防止措置	有	基準型
㉗業務継続計画策定	有	基準型
㉘介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に9.2%を乗じた単位数	
㉙介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数	
㉚介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に8.0%を乗じた単位数	
㉛介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に6.4%を乗じた単位数	
㉜介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	現行の3加算の取得状況に基づく加算率	

（2）その他、自費・実費分

・昼食代	1食あたり	500円
・その他の日常生活費	1日あたり	実費
・おむつ代		自費
・理美容代	1回(カットのみ)	2550円
・その他、緊急時に医療機関等にかかる費用		自費
・実施地域を越えて行う、送迎に要する費用 2km毎		500円

（3）キャンセル料

サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 用日の前日 17時までに御連絡を頂いた場合	無料
② 用日の当日 8時までに御連絡を頂いた場合	デイサービス基本料の50%
③ 用日の当日 8時までに御連絡がなかった場合	デイサービス基本料の70%
④ デイサービス利用中にサービスを中止する場合	デイサービス基本料全額

（4）支払方法

利用月毎に請求をいたしますので、利用金額をご用意下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用前に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

(この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。)

・お客様がお亡くなりになった場合

(3) その他

① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、お客様は文書で解約することによって即座にサービスを終了することができます。

② お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

「健康こそ人生最高の宝」という理念に基づき、食を中心とした健康の保持・増進・予防を考え、利用者の立場に立ち、快適・安全な生活を「心と愛情」をこめて介護サービスを提供していく。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	無	ただし、生命の危機、他者への危害の著しい場合を除く。
サービスの第三者評価の実施状況	無	※社会的養護関係施設における第三者評価を指します。
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 身体状況の確認 聞き取り(通い入れのとき)
- ② 利用のキャンセル 利用日の前日17時までに連絡
- ③ 曜日の変更 利用日の前日17時までに連絡

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

ご利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに代理人(身元引受人)に連絡、その内容によって県・市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

発生した事故の状況及び事故に際して対応した記録を行い、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。また、当該施設の責任により損害すべき事故が発生した場合、ご利用者に生じた損害については、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当該施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

9 虐待防止に向けた体制等

・当施設では、虐待発生の防止に向け、次の事項を実施します。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

イ) リスクマネジメント委員会の専門委員会として虐待防止検討委員会を設置します。また、その責任者は管理者とします。

ロ) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、身体拘束ゼロの推進、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。

ハ) 施設の職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

二) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

1 0 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 施設の防災計画によります
- ・ 防災設備 同上
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 齋藤 敬介

1 1 サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所御利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 梅澤 幸生
苦情解決責任者 大石 暁
電話 0493-66-0152

② その他

当事業所以外に、第三者委員・市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

市町村名	ときがわ町役場	電話	0493-65-1521
埼玉県国民健康保険連合会		電話	048-824-2761 (代)
第三者委員	富田 邦利	電話	048-583-3589
第三者委員	山岸 定治	電話	0493-65-2032

1 2 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人よし乃郷
代表者役職・氏名	理事長 馬場 眞美子
本部所在地・電話番号	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449-2 0493-66-0150
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホームよし乃郷の設置経営 2 老人デイサービス事業 (よし乃郷) 3 老人短期入所事業 (よし乃郷) 4 老人居宅介護等事業

施設・拠点等

5 その他これに付随する事業

特別養護老人ホーム	2カ所
短所入所生活介護	2カ所
地域密着型通所介護	1カ所
居宅介護支援事業所	1カ所
配食サービス	1カ所

令和 年 月 日

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて重要な事項を説明しました。

<説明者>

所在地 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449-2

名称 新しい友と楽しむよし乃郷

説明者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型通所介護についての重要事
項の説明を受けました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

よし乃郷 ホームページのご案内

施設からのお知らせ、最新の重要事項説明書の全容などは、よし乃郷 ホームページに掲載
しております。よし乃郷 ホームページへのアクセスは、QRコードをご利用いただき、随時
ご確認をお願い申し上げます。

